

平成 3 0 年度足立区一般会計 補正予算(第 1 号)

予 算 総 則

平成 3 0 年度足立区一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 251, 904 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 277, 151, 366 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第 3 条 特別区債の追加は、「第 3 表 特別区債補正」による。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

足 立 区 長 近 藤 弥 生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
14	国庫支出金	65,278,646	15,832	65,294,478
	3 国庫委託金	18,797	15,832	34,629
15	都支出金	20,552,070	857	20,552,927
	2 都補助金	6,940,817	500	6,941,317
	3 都委託金	1,372,536	357	1,372,893
16	財産収入	409,145	18,274	427,419
	1 財産運用収入	398,215	18,274	416,489
18	繰入金	20,139,263	216,939	20,356,202
	1 基金繰入金	20,139,260	216,939	20,356,199
21	特別区債	2,324,000	2	2,324,002
	3 災害援護債	0	2	2
歳入合計		276,899,462	251,904	277,151,366

歳出

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総 務 費	26,534,734	154,035	26,688,769
	1 総務管理費	21,448,072	151,164	21,599,236
	3 区 民 費	2,569,432	2,871	2,572,303
3	民 生 費	140,651,989	9,909	140,661,898
	1 社会福祉費	34,601,470	2,328	34,603,798
	2 児童福祉費	54,944,974	7,581	54,952,555
5	環境衛生費	23,544,905	5,972	23,550,877
	2 衛 生 費	15,605,760	5,972	15,611,732
6	土 木 費	21,856,345	57,480	21,913,825
	1 土木管理費	1,699,171	637	1,699,808
	2 道路橋梁費	5,435,954	△90,000	5,345,954
	4 都市計画費	14,150,293	146,843	14,297,136
7	教 育 費	33,926,531	24,508	33,951,039
	1 教育総務費	5,997,246	1,407	5,998,653
	2 小 学 校 費	13,410,676	5,843	13,416,519
	3 中 学 校 費	8,649,136	15,715	8,664,851
	6 社会教育費	2,918,421	1,543	2,919,964
歳 出 合 計		276,899,462	251,904	277,151,366

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項 名	期 間	限 度 額
西新井区民事務所・西新井住区センター 合築基本計画策定業務委託	平成30年度から 平成31年度まで	3,510千円
生活困窮世帯の子どもに対する学習支 援事業委託(区西部地域)	平成31年度から 平成31年度まで	33,865千円
(仮称)花畑人道橋整備詳細設計委託	平成31年度から 平成31年度まで	38,500千円
不登校児童・生徒に対する居場所支援 事業委託	平成30年度から 平成33年度まで	27,900千円

2 変更

事 項 名	期 間	限 度 額
保塚地域学習センター大規模改修工 事	補正前 平成31年度から 平成31年度まで	517,804千円
	補正後 平成31年度から 平成31年度まで	550,930千円
栗六陸橋耐震補強及び改築事業(東武 鉄道工事負担金)	補正前 平成31年度から 平成31年度まで	210,000千円
	補正後 平成31年度から 平成31年度まで	300,000千円

第3表 特別区債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
東日本大震災災害援護資金	2	都の無利子貸付けにより起債する。	—	災害弔慰金の支給等に関する法律及び東京都災害援護資金貸付事業実施要綱に基づき償還する。	